

○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則（昭和45年規則第55号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和45年条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>【削る】</u></p> <p><u>※修正して第4条に移動</u></p> <p>（承認申請等）</p> <p><u>第2条</u> 条例第7条の規定により駐車施設を設置しようとする者が前条の規定により届出書を提出する場合は、あらかじめ駐車施設設置（変更）承認申請書 _____ を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、承認又は不承認の決定をし、その旨を駐車施設設置（変更）承認（不承認）通知書 _____ により、当該申請者に<u>通知するものとする。</u></p> <p><u>（公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例）</u></p> <p><u>第3条</u> 条例第7条の2の規定により減じることができる駐車施設の台数は、<u>条例第3条又は第4条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数か</u></p>	<p>○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例施行規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和45年条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（届出書の提出）</u></p> <p><u>第2条</u> <u>条例第3条、第4条又は第7条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者が、条例第9条の規定により届出をする場合は、駐車施設設置（変更）届出書（様式第1号）に別表に掲げる図面（条例第3条又は第4条の規定により駐車施設を附置しようとする者については、別表ア欄に掲げる図面）を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>（承認申請等）</p> <p><u>第3条</u> 条例第7条の規定により駐車施設を設置しようとする者が前条の規定により届出書を提出する場合は、あらかじめ駐車施設設置（変更）承認申請書 <u>（様式第2号）</u> を市長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合は、承認又は不承認の決定をし、その旨を駐車施設設置（変更）承認（不承認）通知書 <u>（様式第3号）</u> により、当該申請者に<u>通知しなければならない。</u></p> <p><u>【新規】</u></p>

ら車椅子利用者のための駐車施設の台数及び荷さばきのための駐車施設の台数を減じて得た台数に、実施する別表第1の左欄に掲げる公共交通利用促進措置に応じそれぞれ同表の右欄に定める緩和率（複数の公共交通利用促進措置を実施する場合は、それぞれの緩和率を合計した率とする。）を乗じて得た台数とする。

2 条例第7条の2の規定により駐車施設の台数を減じようとする建築物の所有者又は管理者は、その実施する別表第1の左欄に規定する公共交通利用促進措置に加え、公共交通機関の利用促進に資する広報及び啓発に関する措置を行わなければならないものとする。

（届出書の提出）

第4条 条例第9条の規定により届出をしようとする者は、駐車施設設置（変更）届出書に別表第2(1)の部に掲げる図面を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出をしようとする者のうち、条例第7条の規定により駐車施設を設置しようとするものは、同表(1)の部に掲げる図面に加え、同表(2)の部に掲げる図面を添付しなければならない

（身分証明書）

第5条 条例第11条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式）とする。

【削る】

（書類の様式等）

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類（別表第2に掲げる書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

（届出書の提出） ※再掲

第2条 条例第3条、第4条又は第7条の規定により駐車施設を附置し、又は設置しようとする者が、条例第9条の規定により届出をする場合は、駐車施設設置（変更）届出書（様式第1号）に別表に掲げる図面（条例第3条又は第4条の規定により駐車施設を附置しようとする者については、別表ア欄に掲げる図面）を添えて市長に提出しなければならない。

（身分証明書）

第4条 条例第11条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第4号）とする。

（措置命令書）

第5条 条例第12条第2項に規定する措置命令書の様式は、様式第5号とする。

【新規】

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 【略】

別表第1 (第3条関係)

<u>公共交通利用促進措置</u>	<u>緩和率</u> <u>(パーセント)</u>
(1) <u>建築物内の公共交通の位置情報提供システムの導入</u>	<u>10</u>
(2) <u>従業員の公共交通機関を利用しての通勤の実施</u>	<u>10</u>
(3) <u>サイクルシェアリングの導入</u>	<u>20</u>
(4) <u>商業事業者等へのヒアリングを踏まえて検討</u>	<u>20</u>
(5) <u>公共交通機関の利用者に対する施設の整備</u>	<u>30</u>
(6) <u>公共交通機関の利用者への荷物配送サービスの実施</u>	<u>30</u>
(7) <u>公共交通機関の利用者への割引サービスの実施及び特典の付与</u>	<u>30</u>
(8) <u>パークアンドライド駐車場等からの送迎バスの運行</u>	<u>30</u>
(9) <u>その他公共交通の利用促進に資する措置として市長が適当と認める措置</u>	<u>市長が認める率</u>

【新規】

附 則 【略】

【新規】

別表第2（第4条関係）

区分	図面の種類	明示すべき事項
(1)	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物及び駐車施設の位置、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
	床面積求積図	当該駐車施設に係る建築物の床面積の求積に必要な各部分の寸法及び算式（特定用途と非特定用途を区分したもの）
(2)	配置図	縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

備考 変更の場合は、変更した箇所を明らかにすること。

【削る】

【削る】

【削る】

別記様式

【削る】

別表

	図面の種類	明示すべき事項
<u>ア</u> <u>駐車施設</u>	付近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置
	配置図	縮尺、方位、位置、規模、駐車施設内外の自動車の通路及び幅員並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取 及び規模並びに駐車施設内外の自動車の通路及び幅員
		<u>【追加】</u>
<u>イ</u> <u>条例第7</u> <u>条に規定</u> <u>する建築</u> <u>物</u>	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取 及び各室の用途

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条第1項関係）

様式第3号

様式第4号

様式第5号

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。